

平成18年度の市県民税の変更点

変更点1

65歳以上のかたの老年者控除と非課税を廃止、年金の所得控除を変更

老年者控除の廃止

65歳以上で、合計所得が1,000万円以下のかたは、老年者控除48万円が適用されていましたが、18年度から廃止になります。65歳以上の非課税廃止

65歳以上で、合計所得が125万円以下のかたは非課税でしたが、18年度から廃止になります。

ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)のかたで、合計所得が125万円以下で課税される場合は、18年度は税額から3分の2相当額を控除(差し引き)し、19年度に3分の1相当額を控除(差し引き)します。公的年金の所得控除の見直し

65歳以上のかたの、公的年金所得控除が下の図1のとおりに変更となります。

また、年金収入から差し引く所得控除の最低保障額が、140万円から120万円に引き下げられます。

これらの税制改正により、65歳以上のかたで、公的年金の収入が148万円(所得が28万円)を超えるかたは、昨年度とは異なり、市県民税が課税される可能性がなくなります。なお、配偶者控除や扶養控除などを申告することにより、市県民税が課税されなかったり、少なくなったりする場合があります。

変更点2

定率減税の率が引き下げられます

平成11年から17年までの7年間は、一律に15%の税額が減税(上限額4万円)されてきました。平成18年度からは、その減税の率が7・5%(上限額2万円)に引き下げられます。

変更点3

妻の均等割が全額課税

平成16年度までは、均等割が課税されている夫と生計を共にする妻の均等割は、非課税でした。平成17年度は2分の1の額、平成18年度は全額が課税されます。

変更点4

非課税限度額が一部引き下げられます

一定の所得額以下の場合、市県民税の均等割と所得割が非課税となります。平成18年度からは、扶養者がいる場合の非課税限度額が引き下げられます。

均等割の非課税限度額

・扶養者がいない場合

28万円(改正なし)

・扶養者がいる場合

28万円×(本人と扶養数の合計数)

+16万8,000円

改正前は加算額が17万6,000円。

所得割の非課税限度額

・扶養者がいない場合

35万円(改正なし)

・扶養者がいる場合

35万円×(本人と扶養数の合計数)

+33万円

改正前は加算額が35万円。



図1 公的年金の所得控除の見直し

改正前(17年度まで)

収入金額	所得金額
1,400,000円まで	0円
1,400,000円超 2,600,000円未満	収入金額 - 1,400,000円
2,600,000円以上 4,600,000円未満	収入金額×0.75 - 750,000円
4,600,000円以上 8,200,000円未満	収入金額×0.85 - 1,210,000円
8,200,000円以上	収入金額×0.95 - 2,030,000円

改正後(18年度から)

収入金額	所得金額
1,200,000円まで	0円
1,200,000円超 3,300,000円未満	収入金額 - 1,200,000円
3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×0.75 - 375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×0.85 - 785,000円
7,700,000円以上	収入金額×0.95 - 1,555,000円

【例】年金収入が200万円の場合

改正前(17年度まで)

年金の所得 =
(収入額) (控除額)
200万円 - 140万円
= 60万円

改正後(18年度から)

年金の所得 =
(収入額) (控除額)
200万円 - 120万円
= 80万円

年金収入が200万円の場合は、所得金額が20万円上がります。